

諮問番号：平成29年度諮問第24号

答申番号：平成29年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

特別児童扶養手当認定請求について、審査請求人の〇〇（以下「対象児童」という。）の障害の状態が法令で定める認定の基準に達していないとして却下されたが、以前よりも現状の方が調子が悪く、受診回数や呼吸できなくなる回数が増えているため、審査請求に係る処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件に係る法令等の規定について

ア 手当の支給対象となる障害の程度は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に規定されており、その認定の基準は、心疾患による障害の程度については、「当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも

のを2級に該当するものと認定する。」とされている（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知（以下「認定要領」という。）別添1 特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）第10節1）

イ 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、「精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいい、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活で言えば、活動の範囲はおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活で言えば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。」とされている（認定要領2（3）ア）。

日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、「他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものを言い、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活で言えば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活で言えば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。」とされている（認定要領2（3）イ）。

ウ 具体的には、認定基準第10節2（7）に掲げる異常検査所見のいずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、同（8）の一般状態区分表のウ（身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの）に該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害（標準体重の80%以下もの）を1級と、同（7）のいずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ（身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの）又はア（歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの）に該当するものは2級と認定する。」とされている（認定基準第10節2（9））。

エ そして、認定に当たっては、「認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」とされており、（認定基準第10節2（10））、当該認定に係る判断は、児童の障害の状態を審査するために置くこととされている医師（認定要領3（1））の医学的・専門的な審査に基づく処分庁の合理的な判断に委ねられている。

（2）本件処分が、法令等が求める要件に該当するかについて

ア 処分庁は、審査請求人から同庁に提出された平成〇〇年〇〇月〇〇日付

条第3項により「障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする」として規定され、それに該当するか否かの具体的な基準として、認定要領及び認定基準等が定められている。

- (2) まず、令別表第3において、対象児童の障害の原因である心疾患を原因とする障害等級の各級の障害の状態は、1級については「1級 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」と定めが、2級については「2級 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」と定めがある。

- (3) 次に、認定要領別紙において次の定めがある。

「1 この要領は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。

2 障害の認定については、次によること。

(1) (略)

(2) 障害の程度は、令別表第3に定めるとおりであり、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害程度の1級及び2級に相当するものであること。

(3) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

ア 1級

令別表第3に定める「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうものであること。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであること。

イ 2級

令別表第3に定める「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうものであること。

例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(4)・(5) (略)

(6) 各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。(以下略)

3 (略)

4 障害の認定に係る診断書等について

(1) 各傷病についての特別児童扶養手当認定請求書に添付する診断書は、別添2「特別児童扶養手当認定診断書」によること。

(2)－(5) (略)」

(4) 認定基準の第10節において、心疾患に関する障害の程度の認定基準が示されており、「1 認定基準」に次のとおり定めがある。

「心疾患については、次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(以下略)」

(5) また、「2 認定要領」として次の記載がある。

ア 「(7) 心疾患の検査での異常検査所見を一部示すと、次のとおりである。」として、アからサまでの異常検査所見が示されている。

イ 「(8) 心疾患による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

区分	一般状態
ア	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの
イ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出がほぼ不可能となったもの
ウ	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としており、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

」

